

◆ 応急診療所だより～医療や健康に関する情報をお伝えします～

## 「お薬手帳は1冊運動」すすんでいます

【問い合わせ】 医療福祉政策課  
☎ 22-9705 FAX 22-9673

市では、平成 28 年度から、医師・歯科医師・薬剤師・訪問看護師・ケアマネジャー・社会福祉法人などの専門職と行政が連携し、必要に応じて、薬が飲めているかどうかの確認や、生活上のアドバイスなどを患者さんの「お薬手帳」に記録する「お薬手帳を活用した在宅患者サポート事業」に取り組んでいます。

※ 2017（平成 29）年 2 月 1 日号、2018（平成 30）年 3 月 1 日号で掲載しました。

「お薬手帳」は服用中の薬などを記録するためのもので 1 冊にまとめることが大切ですが、当時は「お薬手帳」を何冊も持っている人が多かったことから、市内の医療機関・薬局・介護事業所・行政などが連携し、まずは「お薬手帳」を 1 冊にまとめる呼びかけを行いました。

取り組みを始めてから約 2 年がたち、関係者からは、「多くの人がお薬手帳を持参してくれるようになった。」「お薬手帳カバーを活用して 1 冊にまとめている患者さんが増えてきた。」などの意見を聞くようにな

りました。

市民の皆さんとともに「お薬手帳は 1 冊運動」は着実にすすんできています。

東日本大震災では、服用している薬が津波により流され、薬の名前が分からない事例が多く発生し、救護にあたる医療関係者の間で、薬の服用履歴やアレルギーなどの情報が収められている「お薬手帳」の有用性が注目され、それらの教訓を生かした取り組みをすすめている自治体もあります。

「お薬手帳」は 1 冊にまとめ、医療機関を受診する時はいつも持参するようにしましょう。



◆ 明るく住みよいまちをつくるために

## 部落問題(差別)を正しく知ろう(第7回)

【問い合わせ】 人権政策課  
☎ 47-1286 FAX 47-1288

今回は日本国憲法における部落差別解消の理念についてお話しします。

戦後の日本では日本国憲法が制定され、基本原則の 1 つとして基本的人権の尊重が定められました。第 14 条の中では部落差別の解消などを想定して社会的身分により「差別をされない」ことが盛り込まれ、この条文により部落差別はしてはいけないこととされました。実はこの条文は初め「差別を受けない」という表現でしたが国会での議論の末、不十分とし、より差別を禁止するための表現に変えられました。ここには当時の政府の差別をなくそうとする強い意志が感じられ、この日本国憲法こそが真の「解放令」であると言えるのではないのでしょうか。

しかし、その後憲法を具体化するための個別法を制定する動きは見られず、被差別部落の劣悪な環境は放置され、教育を受ける権利もないがしろにされ、差別事件が頻発していました。

ようやく憲法の理念が具体化したのは 1965 年の同和对策審議会答申です。この答申では部落問題を「日

本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である」とし、「その解決こそが国の責務であり国民的課題である」と明言しています。

現在、この答申が出されて 50 年以上が経過しています。

2016 年 12 月に部落差別解消推進法が施行されましたが、この法律は差別を失くすための理念法であるため、禁止するための法律はいまだにありません。そしてまだまだ部落差別に関する事象は発生しており解決されていないのが現実です。

被差別部落出身というだけで、結婚や職業選択など憲法に定められた基本的人権を侵害されてきたのが部落差別という問題です。

社会に差別の意識がある限り被差別部落出身の人たちは必ずこれらの問題に直面し苦しむこととなります。

国や地方公共団体はもとより、私たち一人ひとりがもう一度憲法や同和对策審議会答申の趣旨をしっかりと考え、国民的課題として捉えて行動していく必要があるのではないのでしょうか。

◆平成31年度三重大学医学部医学科推薦入試地域枠B

# 市長推薦者を募集します

地域医療に携わる医師を確保するために設けられた推薦入試地域枠Bの出願は、市長の推薦を受けることが要件となります。

### 【推薦要件】

次のすべての要件を満たす人

- ①三重大学の推薦要件を満たすこと
  - ②扶養義務者が市内に3年以上居住していること
  - ③学校長の推薦を受けること
  - ④卒業後、地域医療に携わる確約ができること
- ※詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページ・三重大学推薦入試学生募集要項をご覧ください。

### 【選考方法】 面接

### 【面接日時】

11月27日(火) 午後3時～

### 【提出書類】

学校長の推薦依頼書・確約書など

### 【申込期間】

11月1日(木)～16日(金) ※必着

### 【申込方法】

学校を通じて、持参または郵送でお申し込みください。

【問い合わせ】 医療福祉政策課  
☎ 22-9705 FAX 22-9673

### 【申込先・問い合わせ】

〒518-8501  
伊賀市上野丸之内 116 番地  
伊賀市健康福祉部医療福祉政策課



◆住民票などの不正な請求を抑止するために

# 本人通知制度に登録しましょう

本人通知制度は、事前に登録した人の住民票の写しなどを代理人や第三者が請求し市が交付したときに、その事実を郵送でお知らせする制度です。

住民票の写しなどを交付したことを通知することで、その請求が不正であった場合の早期発見、個人情報の不正使用防止や事実関係の早期究明につながります。

また、この制度は不正請求を抑止する効果が期待できます。

### 【登録できる人】

- 市の住民基本台帳か戸籍の附票に記録されている人
- 市の戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている人

### 【登録期間】 ○登録から3年間

### 【通知対象となる証明書の種別】

- 住民票の写し
  - 住民票記載事項証明書
  - 戸籍謄本・抄本（除籍・改製原戸籍を含む。）
  - 戸籍の附票の写し
- ※本人通知制度登録日の翌日以降に交付したもの

【問い合わせ】 戸籍住民課  
☎ 22-9645 FAX 22-9643

### 【本人通知の記載事項】

代理人や第三者に証明書を交付した場合の通知内容は次の4項目です。

- ①交付年月日
  - ②交付証明書の種別
  - ③交付枚数
  - ④交付請求者の種別（本人などの代理人・第三者）
- ※交付請求者の氏名や住所を通知することはできません。

### 【登録・更新方法】

登録を希望する人は、本人確認書類（運転免許証など）を持参の上、戸籍住民課または各支所住民福祉課で登録の手続きをしてください。

代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本などの資格を証明する書類を持参してください。

### 登録更新を忘れずに

登録から3年を迎える人で、引き続き登録を希望する人は登録の更新手続きが必要です。  
※更新日の1カ月前から手続きができます。

